

空き家の適正管理は所有者の責任です！

問 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77-3909

空家特別措置法や芝山町空家等対策の推進に関する条例の中で、空き家の所有者（管理者）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるものと定められています。

空き家は放置すると老朽化が進み、屋根材の飛散、塀や建物の倒壊、草木の繁茂や害虫の発生など、近隣住民の生活に悪影響を及ぼします。また、空き家を管理不全な状態で放置した結果、家屋の倒壊や屋根材の飛散などによって他人に被害を与えた場合には、空き家の所有者（管理者）が責任を問われる場合もあります。

空き家を管理不全な状態で放置した場合、こういった影響が考えられます！

- ☑ 飛散や落下物による事故
- ☑ 屋根や外壁の破損および腐食
- ☑ 草木の繁茂、害虫の発生
- ☑ 景観の悪化
- ☑ 火災や犯罪の誘発、ごみの不法投棄

うーん、色々なことに気を付けなきゃ…



もしも空き家の所有者になった場合

- ① 誰が管理するのかを家族や親族で話し合っておきましょう。
- ② 空き家を相続した際には、必ず相続登記をしましょう。名義等が前所有者のままになっていると、売却などの活用ができなくなってしまう可能性があります。
- ③ 親族などで空き家を利用する予定がない場合は、早めに処分（解体・譲渡・賃貸）することを考えておきましょう。

空き家を所有している方へのお願い

- ① 定期的に家屋の手入れや庭木の剪定など適正管理に努めましょう。（台風・地震の後には必ず行いましょう）
- ② 相続予定者やご家族の皆さんと一緒に管理や利活用（賃貸・売買）、取り壊しについて考えましょう。
- ③ 空き家となっている住家のご近所に連絡先を伝えておき、何か問題があった場合などに連絡がもらえるようにしておきましょう。

「芝山町空き家情報冊子」をぜひ活用ください

空き家対策に関する制度や情報を町民の皆さんに分かりやすく伝えるための冊子を発行しています。ご自身やご家族が所有する空き家の今後を考える際の参考にしてください。



空き家・空き地バンクへ登録しませんか？

空き家・空き地バンクとは、空き家等を売りたい、貸したい方に空き家等物件を登録していただき、その情報をインターネット上で公開し、空き家等の利用希望者へ情報提供する制度です。

すでに空き家等になっているもののほか、近く空き家・空き地となる予定の物件も登録可能となります。

空き家・空き地バンクの登録および利用については、下記の図をご参照ください。

※空き家等について不明な点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

【芝山町空き家バンク二次元コード】



★詳しくはこちら★

★空き家・空き地バンクへの登録及び利用の流れ★

